様式第１号（第６条関係）

三鷹商工会長　殿

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号 |  |
| 住所（都道府県名から記載）※１ |  |
|  |
| 名称※２ |  |
| 代表者の役職※３ |  |
| 代表者氏名 |  |

※１　法人の場合は本店登記地を記入

※２　企業名・屋号等を記入

※３　法人のみ記入

令和７年度三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金交付申請書

三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

**１．交付申請額**

＊様式第３号に記載の補助金交付申請額(Ⅽ)

＊千円未満は切り捨て

　　　　　　　　　　　円

**２．事業計画等**

別紙のとおり

**３．誓約・同意事項**（下記事項について同意することを確認の上、☐欄にチェックしてください）

□　本申請書及び別紙の記載内容に偽りはありません。

□　申請日時点で市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業に取り組みます。

□　営業に関して必要な許認可等を取得しています。

□ 申請した事業について、国や三鷹市を含む地方公共団体から他の補助金の交付を受けていません。

□ 補助金交付の事務の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は調査に応じます。

□　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の受給後に交付要件に該当しないことが判明したときは、補助金を返還します。

□　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第２条第５項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う者に該当しません。

□　三鷹市暴力団排除条例(平成24年三鷹市条例第35号)第２条第１号から第３号までに掲げる者に該当しません。

**４．【添付書類】**（□欄にチェックしてください）

□ ① 三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金事業計画書（様式第２号）

□ ② 申請枠・対象経費チェックシート・経費明細表（様式第３号）

□ ③ 補助対象経費の見積書等の写し（見積書の場合は、見積年月日、見積業

者名、宛名及び金額等が記載されているもの。）

□ ④ 補助対象経費の内容が分かる書類（機器カタログ、パンフレット等）

□ ⑤-１ 確定申告書（直近事業年分のもの）

□ ⑤-2 【紙での申告の場合】納税証明書

□ ⑤-3 【電子申告の場合】受信メール通知の写し（④-1に「受付日時」が印字

されている場合は不要。）

□ ⑤-4 【創業間もなく申告時期を迎えていない場合】履歴事項全部証明書（法人） 又は開業届（個人）

□ ⑥ 三鷹市内に事業所があることが分かる書類（下表を参照ください。）

**●三鷹市内に事業所があることが分かる書類について**

**市内事業所の所在地※を確認するため、次のいずれかの書類を提出してください。**

□　Ａ【個人・法人】事業所の住所が分かる資料（市内住所、事業所名等の記載があるもの。

営業許可証、パンフレット、ホームページの写し等）

履歴事項全部証明書は不可（本店登記地のみ記載されているため）

□　Ｂ【法人】販売費・一般管理費内訳書（決算報告書内）（「水道光熱費」または「地代家賃」

に市内の事業所における経費が算入されていること）+その内訳が分かる書類

□　Ｃ【法人】「地代家賃等の内訳書」（勘定科目内訳明細書15ページ目　三鷹市内の住所が記載されており、かつ「借地（借家）物件の用途」欄に、当該住所が事業を行う場所であることが分かる記載があること（店舗・事務所等））。

□　Ｄ【個人：青色申告の場合】所得税青色申告決算書（「事業所所在地欄」に三鷹市内の住所が記載されていること。記載がない場合は、同書類内の「経費」欄のうち、「水道光熱費」または「地代家賃」に市内の事業所における経費が算入されていること+その内訳が分かる書類）

□　Ｅ【個人：白色申告の場合】収支内訳書（「事業所所在地欄」に三鷹市内の住所が記載され

ていること。記載がない場合は、同書類内の「経費」欄のうち、「水道光熱費」または「地代家賃」に市内の事業所における経費が算入されていること+その内訳が分かる書類）

**※　事業所所在地について**

本補助金は、市内に事業所を有して事業を行っていることが補助条件となります。

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であり、原則次の要件を備えているものをいいます。

１)経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

２)物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

【例】店舗、工場、事務所、営業所など（社宅や社員駐車場、自社倉庫等は除外）

※フリーランス等で、店舗、事務所等を持たない事業者は、住民登録地が事業所となります。

●判断基準（〇：補助対象、×：補助対象外）

・【法人】市外に法人登記をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合　　⇒〇

・【法人】市内に法人登記をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合　　　　　　⇒×

・【個人】市外で住民登録をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合　　⇒〇

・【個人】市内で住民登録をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合　　　　　　⇒×